

総 税 市 第 1 9 号  
平成 3 0 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣  
( 公 印 省 略 )

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）  
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日（地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）は平成31年4月1日、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）は平成34年10月1日）から施行されることとなりました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成22年4月1日総税市第16号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

- 本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。
- イ ロからトまでに掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税並びに平成30年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税
  - ロ 第2章4 平成33年度以後の年度分の個人の市町村民税
  - ハ 第2章13(2)、25、29及び77 平成31年度以後の年度分の個人の市町村民税
  - ニ 第2章45(1)及び(3)並びに45の4(3) 平成32年1月1日以後に終了

する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税

ホ 第2章45(13)、45の2(4)、45の4(13)及び45の6(4) 生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税

へ 第5章3、9及び10 平成30年10月1日以後に行われる売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税

ト 第5章20 平成30年4月1日以後に行われる売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税